

# 重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、この組合における金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）により義務付けられた重要事項の説明及び勧誘方針の策定・公表について必要な事項を定め、金融商品販売法の適正な運用を行うことを目的とする。

(重要事項の説明)

**第2条** 共済事業の加入者に対する重要事項の説明に当たっては、別添様式1-1又は1-2を持参し、交付することにより行うとともに、説明後説明を受けたことの確認印をお願いし、組合に保管するものとする。

2 前項の説明は、金融商品販売法の規定による金融商品販売業者を除く加入者に対し、共済関係が成立するまでに行うものとする。

(勧誘方針の策定)

**第3条** 勧誘方針については、別添様式2のとおり定める。

2 勧誘方針を書面とする場合は、文字の大きさを15ポイント以上とするものとする。

(勧誘方針の公表)

**第4条** 前条の方針については、定款で定める公告の方法により公表するものとする。

2 前項の公表の内容は、広報紙等を通じ、加入者に通知するものとする。

## 附 則

(改正手続)

**第5条** この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

(実施)

**第6条** この規則は、平成13年4月1日から実施する。

2 この改正規則は、平成20年3月1日から実施する。